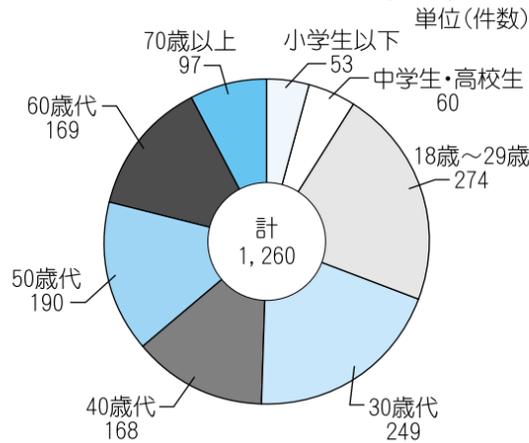


平成17年 TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(木)～7日(水)

市内年齢別交通事故件数(16年)



16年に起きた交通事故の約2割が18歳～29歳、その後30歳代、50歳代と発生数が続きます。小・中学生では、自転車による事故発生が目立ちました。

高齢者の交通事故防止

高齢者の皆さんは、老人クラブや家庭・職場等で「交通安全についての話し合い」の場を持つようにしましょう。

夜間に外出するときは、ドライバーから良く見える明るい服装で出掛けましょう。

ドライバーの皆さんは...
高齢のドライバーや歩行者を見掛けたら、思いやりを持った慎重な運転を心掛けましょう。

高齢のドライバーの皆さんは...
高齢による身体的機能の低下を念頭に置いて、安全運転を心掛けましょう。

これから年末に向かい、交通事故が多発する時期です。「交通事故と渋滞のない東京」を目指して、12月1日(木)～7日(水)までの7日間、「TOKYO交通安全キャンペーン」を実施します。正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けて、交通事故の防止を図りましょう。詳しくは田無警察署 ☎67-0110 または市地域政策課都市交通係 ☎70-7764へ。

二輪車・自転車の交通事故防止

二輪車利用者の皆さん！

速度超過や無理な追い越しは大変危険です。はやる気持ちを抑え、譲り合いの精神を持った安全運転に努めましょう。

自転車利用者の皆さん！

自転車事故のほとんどが、出会い頭で起きています。見通しの悪い交差点や曲がり角では必ず止まって、左右の安全を確かめましょう。また、無灯火での事故が増えています。夜間は必ず点灯し、反射材等も利用して事故に遭わないようにしましょう。

3つの重点目標

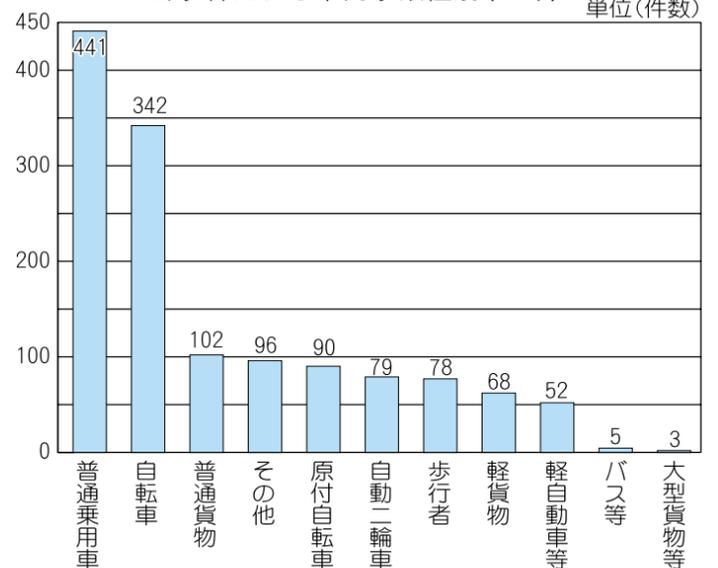
違法駐車対策の推進

一台の違法駐車が周囲の交通環境に及ぼす迷惑や危険性を自覚しましょう。

「違法駐車は絶対にしない」という習慣を持ちましょう。

ちょっとした時間でも路上駐車をせず、駐車場やパーキングメーターを利用する心の余裕と「渋滞をなくそう」という気持ちを一人ひとりが持ちましょう。

当事者による市内事故種別(16年)



ご存じですか？ 自転車の正しい乗り方

自転車と歩行者間のトラブルの事例を紹介します



道幅の狭い歩道を歩いていたときのことで。歩行者同士のすれ違いもやっとなのにもかわらず、自転車がわが者顔で疾走してきて、とても怖い思いをしました。

自転車は軽車両だから車道を走るのが原則なのではないですか。



自転車は、道路交通法により軽車両として、車両の一種であることが定められています。歩道または路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければなりません。ただし、自転車の交通方法の特例として、「自転車通行可」の標識のある歩道では、自転車も歩道を通行することができます。

(道路交通法第2条第1項、第17条第1項、第63条の4による)

自転車は誰でも運転することができ、いったん走り始めたらその慣性を利用して走り続けるため、止まることを不便に感じやすいのもその特性です。交通事故をなくすためには、一人ひとりが交通ルールを守り、お互いに優しさと思いやりの心を持って行動することが大切です。

自転車で事故を起こすと責任を問われます！

民事上の責任
交通事故によって他人を死亡させたり、けがをさせた場合、損害賠償という形で金銭上の責任が問われます(自転車の事故により相手を死亡させ、1000万円の損害賠償の支払いを命じられた例もあります)。

刑事上の責任
交通事故に対する刑罰には懲役・禁錮・罰金・科料の4つの種類があります。

「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者の通行に迷惑にならないようにしましょう

歩行者の直近でスピードを落とさず、ベルを鳴らしながら走行するのは大変危険で、歩行者との接触事故の原因にもなります。歩道は歩行者優先で、自転車は通行を妨げる恐れのあるときは、一時停止をしなければなりません。

【歩行者通行妨害】2万円以下の罰金または科料



「一時停止」の標識のある場所や「見通しの悪い交差点」では、必ず止まって安全を確認しましょう

【一時停止違反】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金・過失罰あり



信号は絶対に守りましょう
【信号無視】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金



警視庁

二人乗りや携帯電話で話しながらの運転は危険ですからやめましょう
【二人乗り】2万円以下の罰金または科料、携帯電話通話中の運転は、安全運転義務違反になる場合があります